

令和6年6月21日

長浜市議会議長 中川 勇 様

提出者 議会運営委員長 中川 リョウ

議案の提出について

令和5年長浜市議会定例会令和6年6月定例会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び長浜市議会会議規則（平成18年長浜市議会規則1号）第14条第2項の規定により、次の議案を提出します。

記

委員会提出議案第2号

長浜市議会基本条例の一部改正について

(改正理由)

社会環境・経済情勢等の変化により新たに生ずる課題等への対応、議会の基本理念、災害発生時における議会对応とともに情報通信機器等を活用したオンラインによる会議の開催など必要な対策の整備および多様な立場や観点から一般質問ができる機会を確保したことを追加するとともに、既に制定している条例との整合性を図るため、条例の一部を改正するものです。

委員会提出議案第2号

長浜市議会基本条例の一部改正について

長浜市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月25日提出

議会運営委員長 中川 リョウ

長浜市議会基本条例の一部を改正する条例

長浜市議会基本条例（平成25年長浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「議会の」の次に「基本理念及び」を加え、「及び」を「並びに」に、「第5条」を「第7条」に、「第6条」を「第8条」に、「第7条」を「第9条」に、「第8条」を「第10条」に、「第9条」を「第11条」に、「第11条」を「第15条」に、「第12条」を「第16条」に、「第14条」を「第18条」に、「第15条」を「第19条」に、「第16条」を「第20条」に、「第21条」を「第25条」に、「第22条」を「第26条」に、「第24条」を「第28条」に、「第25条」を「第29条」に、「第26条」を「第30条」に改める。

第2章の章名中「議会の」の次に「基本理念及び」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第26条を第30条とし、第25条を第29条とする。

第9章中第24条を第28条とし、第23条を第27条とし、第22条を第26条とする。

第8章中第21条を第25条とし、第16条から第20条までを4条ずつ繰り下げる。

第15条第5項中「ため、」の次に「定例会の休会中及び」を加え、第7章中同条を第19条とする。

第6章中第14条を第18条とし、第13条を第17条とし、第12条を第16条とする。

第5章中第11条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（審査及び評価）

第15条 議会は、効率的・効果的な行政運営に資するため、市長等が行う政策の成果について、審査及び評価を行うものとします。

第10条を第13条とし、第9条を第12条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

（一般質問）

第11条 議会は、議員の一般質問について、個人一般質問のほか、多様な立場や観点から質問できる機会を確保するものとします。

第4章中第8条を第10条とし、第7条を第9条とする。

第3章中第6条を第8条とする。

第2章中第5条を第7条とし、第4条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（災害等発生時における議会对応）

第6条 議会は、災害の発生や感染症のまん延等の状況においても議会機能を的確に維持し、議決機関としての機能を確保することを責務とし、情報技術の発展を踏まえた多様な手段を活用して、必要な体制を整えるものとします。

第3条第2号中「目指す」の次に「とともに、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる課題等に対応する」を加え、同条に次の1項を加える。

2 議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、主体的・機動的な活動を展開するため、年間を通じて十分に審議を尽くすことができる会期を定めるものとします。

第3条を第4条とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

（議会の基本理念）

第3条 議会は、市の意思決定を担う議決機関として、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現に取り組むものとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。